

# 未利用県有地一時貸付案内書

(令和 8 年度)

| 目                 | 次 |
|-------------------|---|
| ◆ はじめに<br>貸付物件    | 1 |
| ◆ 未利用県有地一時貸付けのながれ | 1 |
| 1 貸付条件等           | 2 |
| 2 見積書提出者の資格       | 2 |
| 3 現地説明            | 3 |
| 4 見積書の提出          | 3 |
| 5 貸付先の決定方法        | 4 |
| 6 契約の締結           | 4 |
| ◆ 貸付物件の位置図及び明細図   | 5 |
| ◆ 見積り提出書兼貸付申請書    | 6 |
| ◆ 見積書             | 7 |
| ◆ 県有地一時使用賃貸借契約書   | 8 |

山梨県福祉保健部福祉保健総務課

## は じ め に

- 山梨県では、未利用県有地について、売却処分等を行うまでの間の暫定活用策として、管理・処分に支障のない範囲で、一定の用途に限って、一時貸付けを行います。
- 一時貸付けについては、貸付けを希望される方を県ホームページで公募し、見積もり合わせにより貸付先を決定します。
- 貸付先の決定方法は、県があらかじめ決めた予定価格（公表しません。）以上で最も高い価格をつけた方とします。

## 【 貸 付 物 件 】

| 物件<br>番号 | 所 在 地        | 貸付面積    | 地目 | 貸付期間                         | 参考価格     |
|----------|--------------|---------|----|------------------------------|----------|
| 1        | 甲府市羽黒町1255番地 | 900.00㎡ | 宅地 | 令和8年10月23日<br>～<br>令和9年3月31日 | 375,000円 |

※ 貸付物件の位置図・案内図は5ページに掲載しています。

※ 貸付物件には参考価格を掲載しています。参考価格とは、見積書を作成するときの目安となる価格として公表するもので、予定価格とは異なります。

☐お問い合わせ先

山梨県福祉保健部福祉保健総務課

〒400-8501甲府市丸の内1-6-1

電話055-223-1443(直通)

## 未利用県有地の一時貸付けの流れ

■ 公告 令和8年9月30日（水）



■ 現地説明（電話による問い合わせ）



■ 見積書の提出期間

令和8年9月30日（水）から令和8年10月7日（水）まで



☐ 貸付先の決定



■ 普通財産貸付申請（見積書提出時の書類を申請書とみなす）



■ 契約の締結



■ 貸付料の納付

## 1. 貸付条件等

### (1) 貸付期間

貸付物件の使用に係る準備期間及び期間満了に伴う原状回復期間は、貸付期間に含まれます。

### (2) 用 途

建物所有（仮設を除く）を伴わない臨時的・一時的な使用であって、借地権等の権利が発生しない用途に限ります。また、次に該当する使用はできません。

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途のための使用。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員のその活動のための使用。
- ・ 悪臭・騒音その他近隣住民の迷惑となるような使用。
- ・ 土壌の汚染等により返還が困難となるような使用。
- ・ 政治的用途・宗教的用途への使用。
- ・ 公序良俗に反する用途への使用。
- ・ 建物の建設を伴う使用（仮設を除く。）、堅固な基礎を要する使用。
- ・ その他、県が適さないと判断した用途の使用。

### (3) 貸付料

貸付料の額は、貸付先に決定した方が提出した見積金額をもって貸付料とします。また、貸付料の支払いは、山梨県が指定する期日までに納めるものとします。

### (4) 原状回復措置

貸付期間の満了又は契約解除等により契約を終了するときには、貸付期間満了までに賃借人の責任において、原状回復措置を実施していただきます。

### (5) その他の条件等

- ・ 本件土地は、現状のまま貸付けを行います。
- ・ 本案内書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）等の関係諸法令に定めるところによるものとします。

## 2. 見積書提出者の資格

見積書の提出者は、貸付条件を遵守し、貸付物件を適正に使用し原状回復する資力及び信用を有する個人又は法人とします。ただし、次に該当する方は見積書を提出する資格がありません。

### (1) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) (1)の②又は③に該当する者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人
- (3) その他法令等の規定により、山梨県との間で土地の貸付契約が締結できない者

### 3. 現 地 説 明

現地説明は行いませんが、現況について疑問等がある場合はお問い合わせください。

### 4. 見積書の提出

#### (1) 提出期間

令和8年9月30日（水）から令和8年10月7日（水）まで

（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）第1条に規定する県の休日を除く。）

午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

#### (2) 提出方法

持参、郵送または電子メール（郵送の場合は、提出期間内に必着とします。）

ただし、見積書の提出は電子メール可とする。

#### (3) 提出場所

山梨県福祉保健部福祉保健総務課

甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館5階

#### (4) 提出書類（各1部）

① 見積り提出書兼貸付申請書（別紙1）※関係書類を添付

② 見積書（別紙2）

※ 普通財産貸付申請書を提出している場合は、①は不要。

#### (5) 見積書の作成

・見積書には、見積金額及び住所・氏名（法人にあつては所在地・名称・代表者氏名）を記載し押印すること。

・封筒には、表に「未利用県有地一時貸付けに係る見積書 在中」と記載し、裏に見積書提出者の住所・氏名（法人にあつては所在地・名称）を記載して、割印を押印して封印すること。

[例]

(封筒表)

|                                                   |
|---------------------------------------------------|
| <p>物件番号 1</p> <p>未利用県有地一時貸付け</p> <p>に係る見積書 在中</p> |
|---------------------------------------------------|

割印

(封筒裏)

|                                             |            |            |
|---------------------------------------------|------------|------------|
| <p>〇〇印</p> <p>〇市 〇丁目 〇-〇</p> <p>(株) 〇〇〇</p> | <p>〇〇印</p> | <p>〇〇印</p> |
|---------------------------------------------|------------|------------|

(6) 無効な見積書

- ・ 貸付物件を特定できない見積書
- ・ 同一の貸付物件に同一人が見積もった2通以上の見積書全部
- ・ 公正な見積合わせを妨げるなど見積合わせに関して不正の行為があった見積書
- ・ 金額を訂正した見積書
- ・ 見積書の内容、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難い見積書
- ・ 見積書の提出期間内に到達しなかった見積書
- ・ その他この案内書に違反する見積書

## 5. 貸付先の決定方法

(1) 見積り合わせによる貸付先の決定

① 見積書の提出期間終了後、直ちに見積もり合わせを行います。

② 貸付先は、次の方法により決定します。

1) 有効な見積書の提出を行った方のうち、見積書に記載された金額が山梨県の定める予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって見積もりを行った方を貸付先とします。

2) 1)に該当する者が2者以上あるときは、「くじ」によって貸付先を決定します。

3) くじによる抽選は、原則として、別に定める日に該当者を集めて行います。

(2) 再度の見積書の徴収

見積もり合わせの結果、予定価格以上の価格での見積書の提出がない場合は、有効な見積書の提出をした方で最高価格を見積もった方から、再度の見積書の徴収を行います。

## 6. 契約の締結

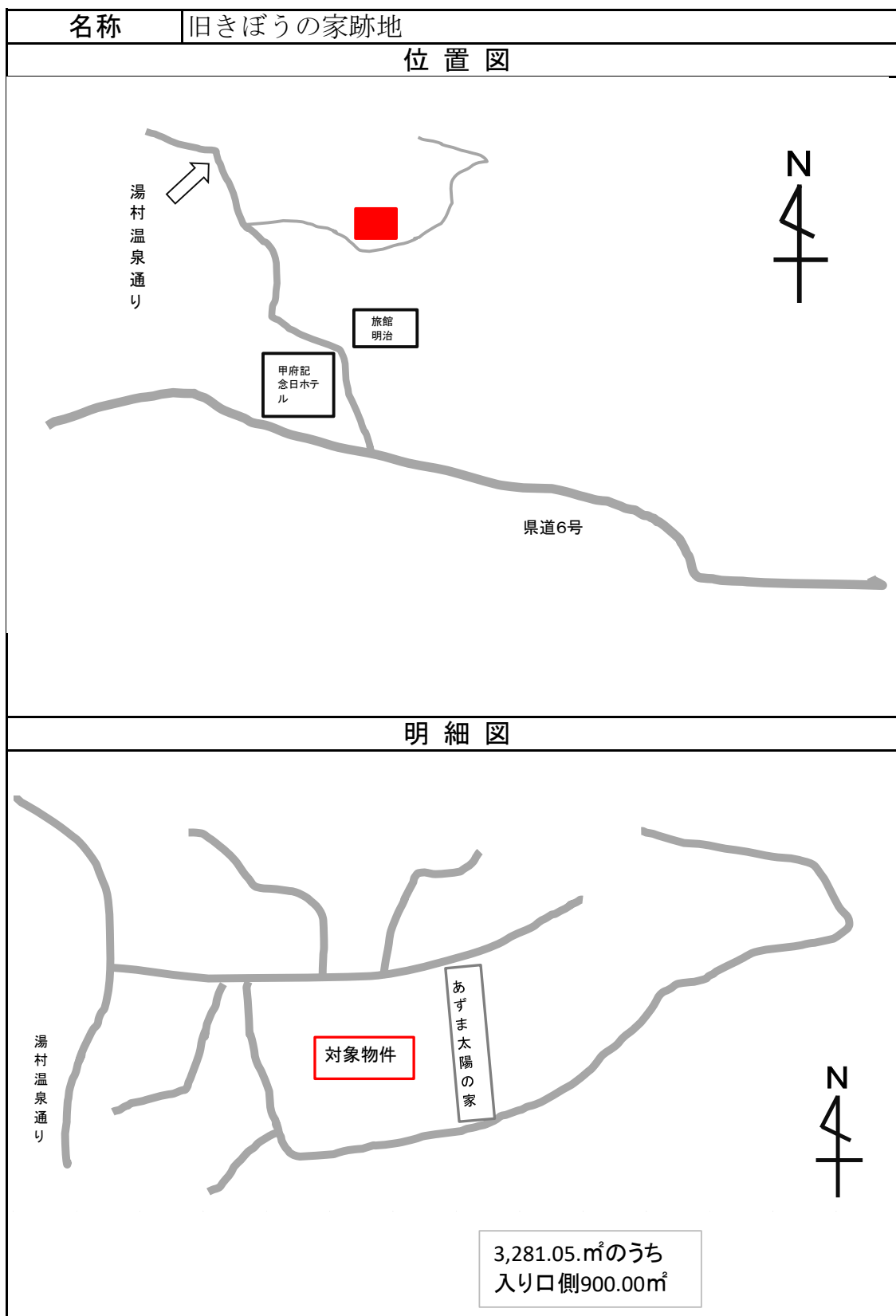
貸付先に決定した方は、見積書提出時の書類を貸付申請書とみなして、契約を締結します。契約書の様式は、土地賃貸借契約書（別紙3）を用います。

(1) 契約保証金 免除

(2) その他

- ・ 契約書の2部のうち、1部には収入印紙を貼ってください。
- ・ 貸付先に決定した方が、契約締結に必要な提出書類を県が指定する提出期間内に提出せず、契約締結を行わない場合は、貸付先となる効力を失います。
- ・ 契約締結に要する費用は、すべて貸付先に決定した方の負担とします。
- ・ 契約には連帯保証人をたてる必要があります。

貸付物件の位置図及び明細図



年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

|       |      |       |
|-------|------|-------|
| 借受人   | 住所   |       |
|       | ふりがな |       |
|       | 氏名   | 印     |
|       | 生年月日 | 年 月 日 |
| 連帯保証人 | 住所   |       |
|       | ふりがな |       |
|       | 氏名   | 印     |
|       | 生年月日 | 年 月 日 |
| 電話番号  |      |       |

## 見 積 り 提 出 書 兼 貸 付 申 請 書

次の普通財産を次のとおり借り受けたいので、見積書とともに関係書類を添えて提出します。

なお、見積り合わせの結果、私が貸付先として決定した場合は、本書類をもって、貸付申請書とみなして下さいをお願いします。

- 1 所在地及び地番 甲府市羽黒町1255番地
- 2 普通財産の区分、種目、名称、構造及び数量
  - (1) 区分、種目 土地
  - (2) 名称 旧きぼうの家跡地
  - (3) 数量 900.00㎡
- 3 借受目的及び用途 ←目的・用途を記入
- 4 借受希望期間 令和8年10月23日（金）から令和9年3月31日（水）まで
- 5 希望賃貸料 見積書のとおり
- 6 誓約

自己又は自社の役員等は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者ではありません。

なお、これらの確認のため、警察当局へ情報照会を行うことについて承諾します。

- 7 添付書類
  - (1) 戸籍抄本(法人等にあつては定款等の写し)
  - (2) 関係図面(位置図、建築目的のものは、なお、建物の配置図及び平面図)
  - (3) 申請者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含み、国、地方公共団体その他知事が別に定める団体を除く。）である場合は、その役員、代表者又は管理人の氏名、生年月日及び住所を記載した書類

別紙 2

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

見 積 書

|    | 千万 | 百万 | 拾万 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|----|----|----|----|---|---|---|---|---|
| 金額 |    |    |    |   |   |   |   |   |

次の貸付物件について、未利用県有地一時貸付案内書（令和8年度）の内容を承諾のうえ、上記金額をもって見積りします。

・貸付物件

物件番号 1

所 在 地 甲府市羽黒町1255番地

貸付面積 900.00㎡

貸付期間 令和8年10月23日から令和9年3月31日まで

・誓 約

自己又は自社の役員等は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者ではありません。

なお、これらの確認のため、警察当局へ情報照会を行うことについて承諾します。

令和 年 月 日

所在地

名 称

代表者氏名

印

〈注意事項〉

- ・金額の数字は算用数字を使用し、初めの数字の前に空欄がある場合は「¥」を記入すること
- ・金額の訂正を行わないこと

別紙 3

土 地 賃 貸 借 契 約 書

山梨県知事（以下「甲」という。）は、（以下「乙」という。）と土地の賃貸借につき、次の条項により契約を締結する。

（土地の表示）

第1条 甲は、次に掲げる普通財産を乙に貸し付けるものとする。

1 所在地及び地番 甲府市羽黒町1255番（旧きぼうの家跡地内）

2 地目及び地積 宅地 900㎡

（使用目的）

第2条 乙は、前条の土地（以下「貸付地」という。）を の用に供するものとし、この用途以外に使用し、又は使用权を他に譲渡し、若しくは他に転貸しないものとする。

（貸付期間）

第3条 貸付期間は、令和8年10月23日から令和9年3月31日までとする。

（貸付料）

第4条 貸付料は、金 円とする。

2 前項の貸付料が物価の変動その他の事情により適正な時価に比し不相当となつたときは、甲において改定することができるものとする。

（貸付料納入の方法）

第5条 貸付料は、甲の発する納入通知書により当該通知書に記載する期日までに指定の場所に納入するものとする。

（既納の貸付料）

第6条 既に納入した貸付料は、甲の都合により貸付地の一部又は全部を返還させた場合又は甲において、乙の責に帰することができない理由があると認めた場合のほか、これを還付しないものとする。

（土地の管理）

第7条 乙は、貸付地を善良な管理者の注意をもつて管理し、地ならしによる以外地形を変更しないものとする。

（建物、工作物等の設置）

第8条 乙は、貸付地において建物又は建物以外の工作物等を新築（設）、改築（設）、増築（設）、移築（設）又は大修繕をしようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。

（維持費用等）

第9条 貸付期間中貸付地の維持保全に要する経費は、乙の負担とする。

(実地調査)

第10条 甲は、随時貸付財産について契約条件の履行の状況等確かめるため、その状況に関する資料若しくは報告を求め、又は職員をして実地に調査させることができる。

(契約の解除)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、貸付期間中であつても、この契約を解除することができる。

(1) 国又は県若しくは他の地方公共団体において公用、公共用又は県の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたとき。

(2) この契約に定める貸付条件に違反したとき、又は貸付料を6月以上滞納したとき。

(3) 乙(乙が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下同じ。)である場合は、当該法人、その役員、代表者又は管理人)が次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(4) (3)のイ又はウに該当する者が、乙の経営に実質的に関与していることが判明したとき。

2 前項に規定する契約の解除により乙が損害を被ることがあつても、甲はその賠償の責任を負わない。

(返還)

第12条 乙は、貸付期間が満了した場合は、直ちに地上の物件を撤去し、原形に復して返還しなければならない。前条第1項の規定による契約の解除により返還する場合も、同様とする。

(届出義務)

第13条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに甲に届け出るものとする。

(1) 天災その他の事故により借受物件に異常を生じたとき。

(2) 相続(法人の合併又は分割)により借受権の承継があつたとき。

(3) 乙又は保証人の住所又は氏名の変更があつたとき。

(4) 乙が法人である場合は、その役員、代表者又は管理人に変更があつたとき。

(連帯保証)

第14条 連帯保証人は、乙と連帯して、極度額金 円(この契約の締結の日における第4条第1項に

規定する額の2倍に相当する額)の範囲で、本契約から生じる一切の債務を負担するものとする。

(その他)

第15条 前各条のほか、貸付の条件その他必要な事項は、山梨県公有財産事務取扱規則及び山梨県財務規則の定めるところによるものとする。

上記契約を確保するため本書2通を作成し、各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 甲府市丸の内一丁目6-1

山梨県知事 長崎 幸太郎 印

乙 住所

氏名 印

連帯保証人 住所

氏名 印